

## 令和4年度第2回三鷹市民のくらしを守る会議 会議録

●開催日

令和5年3月30日(木曜日) 午後2時30分から4時まで

●会場

オンライン

予備会場 三鷹市消費者活動センター

●出席委員

加藤良子委員、倉林千佳子委員、羽田野菜緒子委員、金川文彦委員、佐久本裕喜委員、近藤孝委員、川口大志委員、星野浩伸委員、松井孝太委員、村千鶴子委員、池見浩委員、渡邊久美子委員、真上浩泰委員、渡辺大介氏(田原なるみ委員代理) 計14人(名簿順)

●欠席委員

藤居武委員、関口博行委員、斉藤学委員、両角達也委員、 計4人(名簿順)

●傍聴人

なし

### I 開会

【出席委員数報告】

委員18人中14人出席

三鷹市市民のくらしを守る条例第10条第2項の規定に基づき、過半数以上の委員の出席要件を充足しており、会議は成立。

【会議の公開及び傍聴人の決定並びに会議録の作成】

本会議、「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例第3条」の規定に基づき原則公開とする。傍聴人については、3月14日(火)から3月24日(金)まで市のホームページ等で周知したが、希望者はなかった。また、本会議録を作成し、三鷹市ホームページで公開する。会議録署名委員については、加藤委員と渡邊委員を指名する。

### 1 議題

(1) 報告事項

ア 令和4年度消費者被害防止等の啓発品の配布について

<事務局より説明>

資料1 「令和4年度消費者被害防止等の啓発品の配布について」

意見・質問なし

イ 令和4年度意見交換会について(要旨)

<事務局より説明>

資料2 「令和4年度意見交換会について(要旨)」

意見・質問なし

ウ 消費者相談の認知媒体調査について(2回目)

<事務局より説明>

資料3 「消費者相談の認知媒体調査について(2回目)」

意見・質問なし

エ 催眠商法が疑われる店舗の出店継続について

<事務局より説明>

資料4 「催眠商法が疑われる店舗の出店継続について」

意見・質問なし

オ 令和5年度 小学校出前授業(消費者教育・情報モラル教育)日程表について

<事務局より説明>

資料5 「小学校出前授業(消費者教育・情報モラル教育)日程表について」

意見・質問なし

(2) 協議事項

ア 令和5年度消費者被害防止キャンペーンの実施方法と啓発品について

<事務局より説明>

資料6 「令和5年度消費者被害防止キャンペーンの実施方法と啓発品について」

委員

啓発品を、障がい者就労施設でも配布してほしい。

委員

今年度は市内のセブン-イレブン各加盟店と調整し、6月と11月に啓発品(ウェットティッシュ)を配布させていただいたが、加盟店からは

特段意見はなかった。問題が発生していない場合は、特に意見がないと考えている。令和5年度も引き続き店舗配布は続けていきたいと考えている。

事務局より障がい者支援課と啓発品を作成するとの話があったが、福祉作業所ではコロナ禍で様々な制約があって苦勞したという話を別の会議で耳にした。これまでの規制が緩和されてきているため、イベント時などに啓発品を配布してみてはいかがか。

## イ 20歳代の消費者教育について

＜事務局より説明＞

資料7 「消費者庁資料 令和4年度第4回消費生活意識調査結果について ほか」

### 委員

事務局から、働く若者に対して消費者教育セミナーの実施依頼があれば、商工会事務局でもできるだけ協力したい。

### 委員

自身が教鞭をとる大学では、「学校生活で気を付けること」を新入生向けのオリエンテーションでまとめて話している。その際に、「188」や「消費者被害」についても話しているが、それ以外にも伝える情報量が膨大なため、学生の頭には残っていない印象がある。オリエンテーションの内容をまとめた冊子を捨ててしまう学生も少なくない。なお、消費者法の講義は現代法学部のみ履修科目である。受講者は、一番多かった時期に比べ、三分の一程度の人数に減少している。自分のような大学教授の話よりも、インフルエンサーが発信する情報に興味を持つ傾向がある。実際に起こった消費者被害の事例を挙げて、「なぜこうなったのか」を自分で考えさせると、とても真剣に取り組む。そのため、消費者相談室と協力して消費者教育を行うことは価値があると考えている。

### 会長

委員の話に同意する。新入生向けのオリエンターリングは情報過多であるため、学生の頭には残りにくい印象がある。若者に対しての消費者教育は、問題解決策を考える形式が効果的と考える。

### 委員

若者に対しての消費者教育は、新入社員への入社時のオリエンターリングや運転免許更新の際に、短い時間で消費者被害について伝えることが効果的だと思う。

**委員**

若者への消費者被害防止啓発は SNS や動画サイトを活用し、消費者被害防止の情報をインフルエンサー等と一緒に配信するのがよいと思う。

**会長**

最近の学生は SNS やショート動画をよく利用している。

**委員**

消費者庁が配信している消費者被害防止の動画は3分程度と長い印象である。より短い時間の動画であれば若者に見てもらえると感じる。

**委員**

大阪市消費者センターはホームページで2分程度の短い動画を配信しており、大変面白い内容である。しかし、その動画は消費生活センターのホームページにアクセスしなければ目にする機会はほとんどない。消費生活センターのホームページに興味を持つ若者がどの程度いるのかは不明である。他の審議会でも若者の消費者被害が問題となっている。三鷹市でも18歳の成年年齢を迎える人に対して、取り組みを行うべきではないか。

**事務局**

令和5年度から選挙管理委員会が18歳の成年年齢を迎える人に送付する「選挙人名簿登載ハガキ」に「18歳から成人です。契約は慎重に！困ったら消費者ホットライン（☎188）へすぐご相談ください。」と記載し、「188」の周知を行う予定である。

**委員**

若者の消費者教育では、例えば、脱毛エステの解約の相談で、消費者相談室に電話をすると、どういったアドバイスがもらえるかを題材にするなど、消費生活センターに相談をすると何をしてもらえるのか等、インターネットで検索してもわからない情報を提供すると効果的である。

**委員**

学生に消費者被害防止の動画を作成してもらおうと、より効果的に消費者教育が進んでいくのではないかと。

**委員**

「188」に入電すると、どのような案内があり、最終的にどこに繋がるのか等具体的な内容を周知してほしい。

**委員**

市内の小学校に出前授業を行っているとのことだが、市内の高校へ出前授業を行ってもよいと思う。

**委員**

学生の消費者被害防止動画作成案が出ていたが、東京都では若者に消費者被害防止策のシナリオを作ってもらい、それをもとにプロが動画を作るという取り組みを行っている。

**委員**

多摩府中保健所でも若者向けに動画を作っている。大学生・社会人に対して動画を作ることを考えている。動画は短いほうが良いといわれている。

### 3 その他

#### 三鷹市消費者安全確保地域協議会の設置について（令和5年4月1日付け）

<事務局より説明>

資料8 「三鷹市消費者安全確保地域協議会の設置について（令和5年4月1日付け）」

**意見・質問なし**

**会長**

以上をもって、令和4年度第2回三鷹市市民のくらしを守る会議を閉会する。